



Q 来年10月から、広島でも地上波デジタル放送が開始されると聞きました。マンション管理組合として、どのような準備が必要なのですか。

A 平成18年(2006年)10月から、広島でも地上波デジタルTV放送が開始される予定です。平成23年(2011年)8月までには完全デジタル放送化され、現在の地上アナログTV放送は終了する予定ですので、誰もがデジタル化を余儀なくされることとなります。

マンション(共同住宅)の場合、現在の地上アナログTV放送の電波は屋上などに設置した共同受信設備(アンテナ)により一括受信し、各家庭へ配信する仕組みになっています。そのため各世帯が個別にアンテナを立てることはしていませんが、地上デジタルTV放送も現行のUHF地上アナログTV放送と同じUHF帯を使用するため、原則として共同アンテナに手を加えることなく、地上デジタルTV放送を楽しむことができます。

しかし、

- ・既設のアンテナが地上デジタルTV放送の周波数に対応していない
- ・UHFアナログTV放送の電波と地上デジタルTV放送の電波が異なる方向から来る

といった場合には、アンテナの方向調整やアンテナ自体の交換が必要になることもあります。

その際注意したいのは、共同受信設備は「共用部分」であり、管理組合として共用部分を変更するには総会の決議を経なければならない点です。この場合「形状または効用の著しい変更」を伴うことは考えにくいので、普通決議で問題はないと思われます。

一方、室内(専有部分)でも準備が必要になってきます。現在使用しているアナログ放送のみに対応しているテレビでは、完全デジタル化後には映像が見られなくなってしまいますから、現在のテレビに別売りのデジタルチューナーを接続するか、または地上デジタルチューナー内蔵のテレビを購入しなければいけません。費用はすべて自己負担になります。

また、CATV(ケーブルテレビ)が導入されているマンションでは、CATV会社がデジタル再送信を始めた時点からCATV経由で地上デジタルTV放送を楽しめるようになります。ただし、現在使用しているテレビで視聴するには「セットトップボックス(STB)」という機器を新たに接続する必要があったり、また、CATV会社の伝送方式によっては、周波数変換(伝送可能な周波数帯域に変更)に対応した地上デジタル放送対応テレビでなければ見ることができない場合もあるので、新たに地上デジタルテレビに買い替える際には、現在契約しているCATV会社の伝送方式に対応しているかどうか、事前に確認するようにしてください。

デジタル化への完全移行までにはもうしばらく時間がありますが、「早く見たい」という人もいますので、適切な時期に移行への検討を開始することが望めます。

回答者: 広島県マンション管理組合連合会